



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	共犯からの離脱の判断基準について：規範的因果性遮断説の立場から〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	王，銀河
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第13846号
Issue Date	2020-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77883
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Wang_Yinhe_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 王 銀 河

審査担当者	主 査	教 授	城 下 裕 二
	副 査	教 授	小 名 木 明 宏
	副 査	教 授	松 尾 誠 紀

共犯からの離脱の判断基準について—規範的因果性遮断説の立場から—

本論文は、共犯関係にある者のうち、一部の者が犯意を放棄するなどして、それ以降の犯行に関与しなかったものの、それ以外の関与者によって犯罪が遂行された場合に、途中からの「離脱者」にいかなる範囲で罪責を負わせるべきかという、「共犯からの離脱」ないしは「共犯関係の解消」の問題について、比較法的視点を交えつつ分析を行い、離脱の可否に関する新たな判断基準を提示することによって、わが国での議論に資することを目的とするものである。

まず序章において、共犯の処罰根拠に関する「因果的共犯論」が支配的な現在では、共犯からの離脱の判断基準に関しても「因果性遮断説」が有力化しているが、最近ではその内実、特に、厳密には因果性が遮断されていなくても共犯関係の解消を認めるべきではないかといった問題が提起されていることから、本論文では、因果性遮断説を「規範的」に捉えることによって、さらなる判断基準を導出するという方向性が示される。

第1章では、共犯からの離脱をめぐる日本の判例・裁判例の系譜を概観し、平成期以前と平成期以降とに大別して検討を加えている。全体的な動向としては、初期の判例では共犯における中止犯規定の適用問題として捉えられていたが、徐々にそれとは区別された離脱の可否が実行の着手前・着手後に分けて論じられるようになり、平成期以降は、最高裁判例では実行の着手前後で離脱の要件が形式的に区別されていないと理解することが可能となったこと、下級審裁判例では犯意の放棄とはいいたい場合（他の共犯者により強制的に排除されたような場合）についても共犯からの離脱を認めるようになったことが注目されるとする。

第2章では、共犯からの離脱に関する学説の対立状況を分析する。まず、共犯の処罰根拠に関する因果的共犯論の帰結として、共犯からの離脱の判断基準たる地位を確立した因果性遮断説によれば、離脱に基づいてそれ以後の犯行に対する心理的・物理的因果的影響力が消滅した場合、その後の事象については共犯の責任を問われないことになる。ただ、離脱者が自己の加功のもつ因果的影響力を完全には除去できなかったとしても、当該離脱者が離脱後の他の共犯者による犯行または発生した結果について常に責任を問われるべきなのかは依然として問題となる。これは、因果性の遮断を厳格に捉えた場合、心理的・因果的影響力の完全な除去自体が事実上そもそも不可能であるということに起因する。そこから、因果性遮断説を支持するとしても、離脱論を的確に機能させるためには、因果性についての規範的な理解が必要であり、それに基づいたさらなる

判断基準の検討が重要であると指摘する。

第3章では、比較法的視点から、イギリス刑法と中国刑法における離脱論の状況が概観される。イギリス刑法では、共犯からの離脱は特別な抗弁事由とされ、共犯関与の「派生的責任」の視点から共犯者による加功行為の影響力が消滅したか否かが重要であるとする学説が有力であり、判例も同様である。そうした影響力が消滅したと評価しうる離脱行為かどうかを判断する個別的事情には、日本での因果性遮断説に示唆を与えるものもあるとされている。他方、中国刑法が採用する犯罪関与体系では、すべての関与者をその果たした役割に応じて主犯と従犯に区別しており、司法実務における判断は必ずしも明確ではないものの、学説では少なくとも従犯について共犯からの離脱を肯定すべきであるという見解も主張されつつあることから、関与形態に即した離脱条件の考慮という知見を参照すべきことが指摘される。

第4章では、これまでの検討に基づいて、共犯類型別の離脱をめぐる具体的な判断基準を考察する。本論文は、因果性遮断説に立脚した場合でも、因果性の完全な事実的除去が不可能であるとすれば、「離脱後の他の共犯者による犯行を離脱者に帰責させるべきではない」と評価される程度に因果性が弱められたか否かという観点からの分析が必要であるとする。また、その判断のためには、当該離脱者が犯罪の因果経過を支配したかどうかという「因果的寄与度」、及び離脱が行われたのは結果発生 of 具体的危険性の程度がどのような状況にある段階であったかという「時間的流れ」（離脱の時点）の2つの下記基準が重要であると主張し、その内容についての試論を展開する。さらに、これらの下記基準を前提として、共同正犯及び狭義の共犯（教唆犯・幫助犯）のそれぞれについて、共犯からの離脱が有効となる具体的要件が提示されている。

終章では、前章までの議論を総括した上で、2つの下位基準についてのさらなる精緻化を今後の課題として稿を閉じる。

以上のように本論文は、共犯からの離脱の判断基準として支持されてきた因果性遮断説に伴うある種の硬直性・厳格性に着目し、より実質的な視点から離脱者による因果性の除去を評価すべきであるとの問題意識に基づいて、同説の一層の深化を図ろうとするものである。因果性遮断説を規範的に捉えるべきであるという見解自体は従来も存在していたが、丹念な比較法的考察を踏まえて具体的な展開を試みた研究はほとんど見られず、その点で本論文の独自性は高く、学界に大きく寄与することが期待される。また、これまでのわが国での考察が専ら共同正犯を前提としていたところ、狭義の共犯における離脱要件をも詳細に検討し、このテーマに一層の広がりを与えたことも本論文の功績であり、今後の議論に貴重な一石を投じたものといえる。

他方で、本論文の第4章第1節で提示された下位基準のうち、特に「時間的流れ」については、用語法の点もさることながら、必ずしも時間的経過に還元されない要因も含まれる説明がなされていることから、よりの確な概念として再構成する余地がある。また、同章第2節では、いわゆる「共謀の射程」との関係が論じられているが、「射程外」の事例を「因果性が遮断されていないが共犯からの離脱が認められる場合」と位置づけてよいかどうかについては、離脱論・射程論ともに因果性の問題であることから異論も予想されよう。さらに、本論文では全体的に心理的因果性と物理的因果性の区別をさほど意識しない論調となっているが、この点についても、両者の差異ないし特性が事案解決に影響する場合を想定する必要があると思われる。もちろん、これらの課題はいずれも今後の検討を俟つべきものであり、本論文の価値を損なうものではない。

本論文について、以上の次第で、審査委員全員一致の意見として博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。